

海外労働事情

ドイツ

二〇一〇年の賃金協約総括—WSI報告書

ハンス・ベックラー財団経済社会研究所（WSI）は二月一日、二〇一〇年の賃金協約の総括を発表した。それによると二〇一〇年の賃金協約は、経済危機の影響で交渉は雇用の確保に重点が置かれ、賃金の上昇は全体的にわずかだったとしている。

未だ残る経済危機の痕跡

報告を担当したWSIの賃金協約専門家であるラインハルト・ビスピンク（Dr. Reinhard Bispinck）研究員は「二〇一〇年の交渉結果は、二〇〇八年に起きた経済危機の痕跡をはっきりと示している」と断言する。これは協約賃金からも見てとれ、すでに取り決められた協約賃金上昇率は、多くが一・五%から二・五%の範囲に収まっている。しかし、二〇一〇年の急速な景気回復を背景に、一部改善もみられた。特に、秋に行われた鉄鋼の賃金協約交渉では最終的に三・六%という大幅な賃上げに労使が合意したが、ビスピンク氏は「この交渉結果は多くの人に賃金改善への希望を惹起し、

新たな刺激となってドイツ経済の内需拡大に貢献した」と評価している。

二〇一〇年の賃金協約を振り返ると、重要なメルクマール指針（針）となったのは、二月一八日に協約を締結した金属産業の交渉結果である。金属産業労使は、二〇一〇年五月から二〇一一年三月までの三三〇ユーロの一時金の他に、二〇一一年四月からの二・七%の賃上げで合意した。また、この協約では、経済状況に応じて賃上げを二カ月前倒ししたり、延期したりすることも企業に対して認めている。現時点で、いくつかの大企業が賃上げを二月一日から前倒して実施すると発表している。

二〇一〇年の主な交渉結果

二〇一〇年の主な交渉結果は、表1の通りだが、以下に簡単に補足する。

多くの分野で、最初の数カ月は賃上げを行わずに一律の一回払い（一時金）で合意している。また、協約の有効期間は二カ月や二四カ月など多様な中で、化学産業は一一カ月と非常に短い。また、化学産業のうち二〇〇八年の経済危機でそれほど影響を受けなかった一部の企業の従業員については、別途、最高二六〇ユーロの一時金も支払わ

れる。

また、表1には掲載されていないが、連邦労働派遣事業者連盟（BZA）およびドイツ労働者派遣事業者協会（iGZ）の賃

金協約は交渉の結果、四段階の賃上げを実施する。これにより、最低賃金は、ドイツ西部で時給七・三八ユーロから二〇一二年一月までに八・一九ユーロに

上がり、東部で六・四二ユーロから同一期間で七・五〇ユーロに上がる。

介護部門の最低賃金については、八月に労働者送り出し法（被用者派遣法、AEntG）によって、西部で時給八・五〇ユーロ、東部で七・五〇ユーロの最低賃

表1 2010年の主な賃金協約

締結日	分野	結果
2010年2月18日	ノルトライン・ヴェストファーレン州金属産業	2010年5月～2011年3月について総額320ユーロの一時金 2011年4月1日から2.7%の賃上げ 有効期間:2012年3月31日まで
2010年2月27日	公共サービス(連邦、市町村)	2011年1月に240ユーロの一時金 2010年1月1日から1.2%の賃上げ 2011年1月1日から0.62%の賃上げ 2011年8月1日から0.5%の賃上げ 有効期間:2012年2月29日まで
2010年4月21日	化学産業	11カ月分で総額550ユーロの一時金 有効期間:2011年3月/4月/5月までと、地域により異なる
2010年5月10日	バーデン・ヴュルテンベルク州自動車産業	1カ月(5月)の賃上げ凍結後 2010年6月1日から0.6%の賃上げ 2010年12月1日から1.0%の段階的賃上げ 2011年7月1日から1.90%の段階的賃上げ 2012年1月1日から0.6%の段階的賃上げ 有効期間:2012年4月30日まで
2010年5月20日	紙処理業	6カ月(5月～10月)の賃上げ凍結後 2010年11月1日から1.3%の賃上げ 2011年5月1日から1.5%の段階的賃上げ 2012年3月1日から1.3%の段階的賃上げ 有効期間:2012年8月31日まで
2010年5月31日	ノルトライン・ヴェストファーレン州ホテル・旅館業	2カ月(6月および7月)の賃上げ凍結後 2010年8月1日から2.0%の賃上げ 2011年7月1日から1.8%の段階的賃上げ 有効期間:2012年4月30日まで
2010年6月10日	銀行業	5月～12月について総額300ユーロの一時金 2011年1月1日から1.6%の賃上げ 有効期間:2012年2月29日まで
2010年6月23日	ノルトライン・ヴェストファーレン州エネルギー産業(GWE分野)	2010年7月1日から2.6%の賃上げ 有効期間:2012年6月30日まで
2010年9月30日	鉄鋼業	9月に150ユーロの一時金 2010年10月1日から3.6%の賃上げ 有効期間:2011年10月31日まで

資料出所：WSI-Tarifarchiv（2010年12月）

金が発効した。その他に警備保障業は地域によって時給六・五〇ユーロから八・四六ユーロ、金融業は地域によって時給七・五〇ユーロから一三・五〇ユーロと、新たな最低賃金協約が締結されたが、法規命令(注1)はまだ出されていない。

二〇一一年度の賃金協約交渉は、まず州の公共サービス分野から始まり、春に化学産業、保険業、印刷業、建設業、小売・卸売、その他の業種が続く予定である。

注1：法規命令 (Rechtsverordnung) は、行政機関が制定する法律のことであり、立法府が制定する法律 (Gesetz/Gesetzbuch) とは区別されている。

参考資料：WSI zieht Tarifbilanz 2010 [Beschäftigungssicherung und mäßige Lohnsteigerungen]

(国際研究部)

イギリス

中年層の雇用回復に遅れ

労務管理の専門団体であるCIPD (人材開発協会) が一二月に発表したレポートによれば、二〇一〇年中に増加した就業者数のほぼ全てを三五歳未満層と五〇歳以上の高齢者層が占め、中年層(三五〜四九歳層)はほとんどその恩恵を被っていない

かった。男女別には男性の比率が高く、また九割以上がパートタイム雇用だという。

同レポートは、労働力調査のデータを用いて、今年一・三月期から七・九月期の間に増加した三十五万人分の雇用の内訳を分析、一八〜三四歳層が六七%、五〇歳以上層が三八%を占める一方、三五〜四九歳層ではむしろ雇用が五%縮小していることを示した。形態別には、被用者が六三%、自営業者三〇%、無給の家族従業者などが七%となっている。また、被用者の増加分の九五%をパートタイムが占め、フルタイム雇用はほとんど増加していない。さらに、大半が男性の雇用増(八三%)だ。

CIPDのチーフ・エコノミック・アドバイザーのフィルポット氏は、中年層が雇用増から取り残されている理由について、いくつかの可能性を指摘している。若者や高齢者に比べて政府からの支援が手薄だった賃金額がピークにさしかかる時期であることから企業に雇用されにくかった、若者や高齢者に比べてパートタイム雇用に対する収入面での抵抗感が強く働いた、あるいは若者や高齢者のように、就学や退職を通じて非労働力化するという選択もしにくかった、など。景気回復により、フルタイムかつ期間の定めのない雇用が増加すれば、中年層の雇用状況も改善するとみられるが、二〇一一年は二〇一〇年ほどの成長が期待できないとの見方が強く、このため今後しばらくは同様の状況が続く可能性が高い、とフィルポット氏は述べる。

就業者・失業者・非労働力人口の変化(2010年1-3月~7-9月、千人・%)

	就業者数 (変化率)	失業者数 (変化率)	非労働力 (変化率)
16-17歳	-2 (-0.5)	-19 (-9.2)	2 (0.2)
18-24歳	87 (0.0)	-19 (-2.5)	-56 (-3.2)
25-34歳	147 (2.3)	-38 (-6.9)	17 (1.4)
35-49歳	-16 (-0.1)	17 (2.7)	-50 (-2.6)
50-64歳	66 (0.9)	6 (1.6)	-12 (-0.3)
65歳以上	68 (87.0)	-5 (-0.2)	32 (0.4)
男性	289 (1.9)	-110 (-7.1)	-72 (-0.4)
女性	62 (0.5)	52 (5.4)	-28 (-0.2)
計	350 (1.2)	-58 (-2.3)	-100 (-0.5)

資料出所："WorkAudit-The2010JobsRecovery"CIPD

また同氏は、不況期から回復期にかけての男女間の対照的な雇用の推移に言及。不況期には民間部門のフルタイム労働者の減少を通じて男性の雇用が打撃を受けたのに対して、女性には公共部門の雇用増により相対的に不況の影響を免れた。一方、目

下の景気回復で男性の雇用は民間部門を中心に復調しているが、女性については今後の歳出削減による公共部門での雇用減の影響を少なからず被ると推測している。なお、統計局が二月一五日に発表した雇用関連統計によれば、公共部門では二〇一〇年前半から雇用の減少が続いており、七・九月期の雇用は前期(四・六月期)から三万三〇〇〇人減。一方、民間部門では二〇〇九年末から二〇一〇年半はにかけて雇用が増加してきたが、七・九月期の雇用は横ばいとなり、公共部門における人員削減は民間部門の雇用増により吸収可能、との政府の主張に早くも水を差した形となった。

【参考資料】
"Work Audit - The 2010 Jobs Recovery", CIPD
"Labour market statistics December 2010", Office for National Statistics

(国際研究部)

アメリカ①

UAW、1月から米国内の外国自動車工場の組織化に着手

二〇一〇年十二月二二日付オートモーティブ・ニュース紙は、UAW (全米自動車労組) が米国内のアジア、欧州の自動車メーカー(トヨタ、本田、日

産、現代、BMW、ベンツなど)の未組織工場の組織化に着手するとするボブ・キング会長のインタビュー記事を発表した。UAWはGM、フォード、クライスラー三社と三年もしくは四年ごとに労働協約を結んでいる。この協約が一年九月に期限切れを迎えるため、新たに労働協約を結び直す。今回の外国自動車メーカーの組織化は、この労働協約改定交渉と歩調を合わせる。

UAWの経営協力姿勢表明と経営側への組織化協力要請

一〇年十二月二三日付のウォール・ストリート・ジャーナル、デトロイトに本社を置くデトロイト・フリープレス紙によれば、ボブ・キング会長は米国に工場を有する外国自動車メーカーの経営幹部宛に一〇年夏前に手紙を出した。

その内容は大きく二つに分かれている。

一つ目は、組織化の可否にかかわらず、UAWは生産性と品質の向上について従来と姿勢は変わらないこと。

二つ目は、組織化のための運動や選挙活動、投票の場面で不正行為や干渉を行わないよう経営側に求めたことである。

これまでは、NLRRA (全国労働関係法) が定める規則にしたがって、組織化のための運動や選挙が行われてきた。しかし、

経営側による妨害や干渉について、労働組合側が事後に訴えることが後を絶たない。審議の結果によつては選挙のやり直しが行われる。

たとえば、選挙のやり直しが認められたとしても、選挙期間が長引けば経営側が組織化を防ぐために従業員を説得する時間が長くなり、ますます労働組合側に不利になると労働組合側は主張する。

今回は、経営側への手紙を通じて、労働組合側の姿勢を表明するとともに、経営側に信義則違反をしないように求めている。

NLRAを上回る基準や原則を成文化

これに加えて、UAWは信義則違反となる基準や労使が守るべき原則の成文化作業をすすめている。これらはNLRAの定める規則の範囲にとどまらない。成文化後は、広く一般に公開して支持を集め、経営側が行う不正行為の抑止力となることを期待している。これは、事後的に対処していた従来までの方法を変えて、不正行為や干渉を防ぐために先手を打つ労働組合の新しい戦略である。

労働運動再活性化へむけて

UAWの組合員数は全盛期だった一九七〇年代から半減している。しかも、この五年間だけでもおよそ二〇万人程度も減

少し、現在三九万人となっている。

米国内の外国自動車メーカー工場に対するこれまでの組織化はことごとく失敗に終わってきた。これまでの組織化にはUAW組合員の労働条件を維持するために産業別組織を強化するという意味があった。

すでに産業別組織は弱体化している。UAWはGM、フォード、クライスラーといった組織化している企業の競争力を向上させるために、労働条件低下と現場での経営協力とを受け入れ、産業別のまとまりよりも、個別企業における協調関係を重視してきた。それにも関わらず、労働組合員数の減少も労働条件の低下にも歯止めがかかっていない。

今回の組織化宣言には二つの意味が込められている。一つには二〇一一年のGM、フォード、クライスラーに対する労働協約改定交渉を有利に進める材料として。もう一つは、労働組合の再生としての意味である。UAWは二〇一〇年にボブ・キングが新会長に就任して以降、移民グループ、コミュニティグループなどと密接な交流を行っていた。今回の組織化では、これらのグループを巻き込んだ運動となる。

ボブ・キングが会長に就任して、UAWはワーカーズ・センタ―(労働組合ではない労働者

権利擁護組織)のなかで影響力の大きい、ROC (Restaurant Opportunities United) デトロイト支部が行ったイタリアンレストランの組織化運動に参加した。このような動きは会長が交代して初めて見られたことである。その一方で、生産性や品質の向上といった点で、経営側のパートナーであり続ける姿勢は崩していない。

これまでのように、GM、フォード、クライスラーの三社との交渉を有利に進めて労働条件向上を獲得することを目的としたものとは傾向が異なっていると言えるだろう。

【参考資料】

UAW's King says organizing at transplants begins in January, Automotive News, Dec.22, 2010
UAW to Target Foreign-Owned Car Plants in U.S, Wall Street Journal, Dec.23, 2010
UAW eyes Asian, German plants, Detroit Free Press, Dec.23,

アメリカ②

11月の雇用統計―人材派遣業とヘルスケアが雇用の伸びす

二〇一〇年十二月三日、米国労働統計局は十一月の雇用統計を公表した。失業率は前月比〇・二ポイント増の九・八%、非農業部門の就業者数は民間部門が

五万人増の一方、公共部門が一萬一〇〇〇人減で、全体としては三万九〇〇〇人増加した。

業種別では人材派遣業が三万九五〇〇人増、ヘルスケアが一萬九二〇〇人増となる一方、小売業が二万八一〇〇人減、地方公共機関一萬四〇〇〇人減、製造業一萬三三〇〇人減となった。

【参考資料】

Unemployment Rate Rises to 9.8 Percent, with 39,000 payroll jobs Added in November, Daily Labor Report, Nov.3, 2010

(国際研究部 山崎 憲)

フランス

大規模な内閣改造―フィヨン新内閣発足で厚生・労働省が新設

公的年金制度改革が可決され、これまでの議論に一応の終止符が打たれたことを見届けたサルコジ大統領は十一月四日、フィヨン首相の留任を決めた上で大規模な内閣改造を実施した。今回の組閣で大臣の数が減らされた中、二〇〇二年から独立した省として存続していた厚生省が労働省に合併された。

今回の改造では、オルトフー氏ら与党国民運動連合(UMP)の要人がそろって重要ポストを固めた。二〇一二年の次期大統領選を見据えた「選挙対策内閣」

との見方が強い。依然として経済危機の影響が色濃く残る中、新内閣の舵を取るフィヨン首相の前途は多難だ。財政赤字の削減、失業率改善など、経済的な課題を最優先とした上で改革を進めると断言した。中でも、経済危機から脱するためには「雇用が最重要」と述べ、そのための方策の一つとして学業訓練交互契約(Contrat d'apprentissage)を倍増させたいなどとしている。

しかし今回の公的年金改革については、政府が半ば強引とも言える手法で議論を封じ結論を急いだため、野党および労働組合は政府のやり方に対しての反発を強めている。今後これら反対勢力と再び対話するための糸口を見つけないければならず、これについては新大臣の手腕が問われそうだ。新たに労働・雇用・厚生相に就任したのは疾病保険や医師不足などの諸問題に詳しくとされるグザヴィエ・ベルトラン氏。年金改革を断行したものの、大手化粧品会社創業者一族からの不正献金疑惑が批判されていたヴォルト氏は退任した。医療問題に強いベルトラン新大臣の就任で医師組合などは歓迎している模様だが、労働問題が山積する中、医療関連の問題の解決は困難だろうと見られている。

また評判の悪かったナシヨナル・アイデンティティ省は消滅。一方、差別的な発言をしたとし

年次報告書「欧州の雇用」を公表

EU

欧州委員会は一月二十五日、雇用に関する年次報告書「二〇一〇年欧州の雇用」を公表した。

【参考資料】在京仏大使館ホームページ「Le Monde 紙」海外委託調査員

(国際研究部)

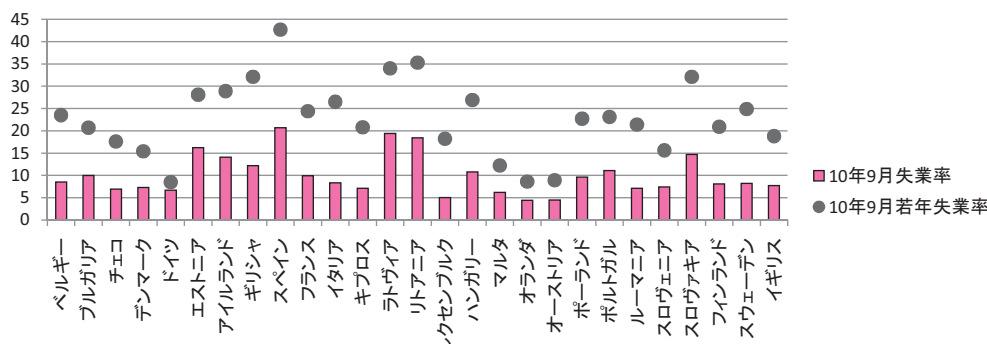
てオルトフー元移民相が有罪判決を受けた中、移民省は内務省に吸収される形で残った。これについては移民問題研究者パトリック・ヴェイル氏が「移民を担当する部門は従来、外務省や社会問題省にあった。移民フローをコントロールしなければならぬとする警察的な視点のみで、移民問題を扱ってはならない」と警鐘を鳴らしている。移民史の専門家ジェラルド・ノワリエル氏もそうした危険性を指摘しており、わずか三年間で「外国出自のフランス人」といった概念を導入した移民省の及ぼした被害の深刻さについて言及した。こうした指摘がある一方で政府は、従来の移民政策を継続するとしており、フランス国籍剥奪などの条項を盛り込んだ移民法を一月に元老院で通過させるための準備が進められている。

不況の労働市場への影響は比較的程度にとどまったが、その大きな要因は各国で実施された短時間就業支援や賃金補助などの施策にあると評価しつつ、構造的な問題の改善のためには、これらの施策は各国の状況に応じて段階的に終了することが肝要であると指摘。また、不況の影響をとりわけ被った若者やテネンポラーリ労働者と、相対的に保護の厚い正規労働者の間の分断を懸念し、その解消に向けた方策の必要性を強調している。

不況対策の段階的終了、非正規・正規間の分断の解消を提言

報告書は、近年の労働市場の状況を以下のとおり分析している。二〇〇八年秋頃から始まった戦後最大の不況により、〇九年にはGDPが四・二%縮小、就業率は一・八%減少し、労働力人口の約一割にあたる二二〇〇万人が現在失業状態にある。男性、若年層、移民労働者、単純労働者、短期契約の労働者において影響が特に著しく、従来から弱い立場にあるこうした層に追い打ちをかけて、労働市場からの離脱や長期失業のリスクを高めている。〇九年後半以降、域内の景気は緩やかな回復に転じており、労働市場にも二〇一〇年後半になって改善の兆しが見られるものの、未だ確実な回復とは言えない状況にある。

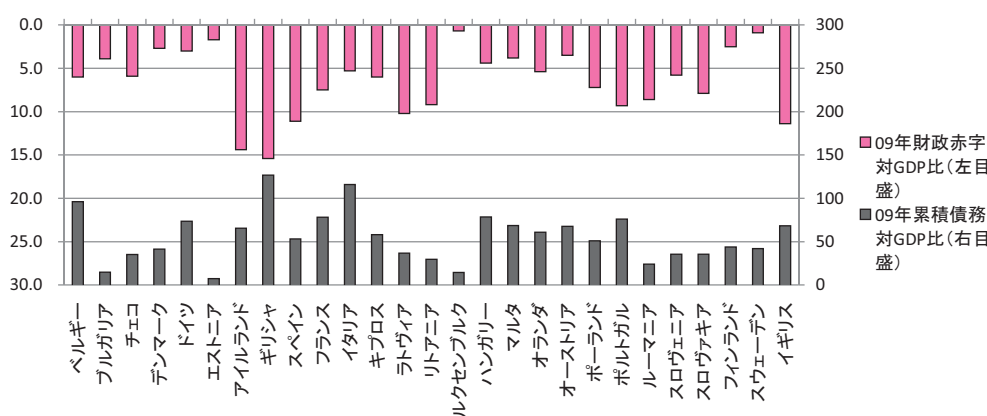
各加盟国の失業率と若年失業率(2010年、%)



注：ギリシャ、リトアニア、ルーマニア、イギリスについては、全体の失業率は10年6月時点、若年失業率は8月時点のもの

資料出所：Eurostat News Release "October 2010 - Euro area unemployment rate at 10.1% - EU27 at 9.6%" 180/2010 - 30 November 2010

EU加盟国の財政赤字と累積債務(2009年、%)



資料出所：Eurostat News Release "Provision of deficit and debt data for 2009 - Second notification - Euro area and EU27 government deficit at 6.3% and 6.8% of GDP respectively - Government debt at 79.2% and 74.0%", 170/2010 - 15 November 2010

厳しい景気後退の雇用への影響は、アメリカなど他の地域に比して程度にとどまったが、これは加盟各国が実施した短時間就業や賃金助成、賃金以外の費用の軽減(典型的には社会保険料の免除)などの雇用維持のための施策に因るところが大きい。不況期の初期には短時間就業がとりわけ雇用維持の効果を発揮

し、続く景気回復期には、新規採用に対する一時的な賃金助成が、後に産業が復調した際の雇用創出を加速させたとみられる。ただし、こうした施策を長期間維持すれば、必要な事業の再編を遅らせ、企業には人員過多を、労働者にはスキル向上のインセンティブの喪失をもたらしかねない。複数の加盟国では、需要

拡大と社会的包摂の観点から、失業給付の支給条件を緩和するなど直接的な所得移転の施策も実施されたが、これも労働供給を妨げる可能性がある。各国の状況や制約を考慮しながら、こうした施策を段階的に終了させる必要がある。現に多くの加盟国は、景気回復の見通しが強まるとともに、一連の施策を二〇

表 各国の歳出削減案の概要

	主要施策	目標	備考
アイルランド	・公務員の給与5%削減、公共部門で2万4750人の人員削減 ・社会保障費28億ユーロ削減 ・所得税引き上げで19億ユーロ増税 ・付加価値税2014年までに2%引き上げで24%に ・児童給付を月額で16ユーロ（約1割）削減（150～187ユーロに） ・炭素税導入、1トン当たり15ユーロ ・最低賃金を時間当たり1ユーロ引き下げて7.65ユーロに	・2011年に60億ユーロ、2014年までに150億ユーロの歳出削減 ・財政赤字を対GDP比32%から2.9%に圧縮	・金融機関救済450億ユーロで財政赤字が急増 ・11月にEUとIMFからの財政支援850億ユーロが決定 ・イギリスとスウェーデンが別途二国間の財政支援を予定 ・11月に5万人が抗議デモ、その他ストライキなど
イギリス	・公共部門で49万人の人員削減を想定 ・各省庁平均で19%の歳出削減 ・法定定年年齢を2020年に65歳から66歳に引き上げ（本誌2010年12月号フォーカス参照）	・2014年までに830億ポンドの歳出削減（社会保障費180億ポンドを含む）	・労組、学生を中心に数千人規模の抗議デモなど
フランス	・脱税対策 ・一部の景気刺激策の終了 ・年金支給開始年齢を60歳から62歳へ、公的年金の満額支給年齢を65歳から67歳に引き上げ	・3年間で450億ユーロの歳出削減	・年金支給開始年齢引き上げをめぐる複数回にわたる100万人規模の抗議デモ、その他ストライキなど
ギリシャ	・高額所得者の所得税率を1%引き上げ ・脱税対策、国税当局の汚職対策 ・公共部門労働者のボーナス廃止、賃金と年金の最低3年間の凍結 ・早期退職制度を制限、平均退職年齢を61.4歳から63.5歳に引き上げ ・付加価値税を19%から23%に引き上げ	・3年間で300億ユーロの歳出削減 ・財政赤字を対GDP比13.6%から2014年には3%未満に削減	・EUとIMFからの財政支援1100億ユーロが決定、5月に200億ユーロ、9月に90億ユーロが支払われた ・公共部門労働者によるストライキや暴動が頻発、4月にゼネストを実施、12月半ばにも予定
オランダ	・燃料、アルコール、煙草の税率を10%引き上げ ・途上国向けの開発支援やEUへの拠出金の削減、防衛費の削減、公共部門労働者の賃金凍結、省庁統合などを検討中	・2015年までに180億ユーロの歳出削減を行う意向	
スペイン	・富裕層に対する増税 ・政府関係の労働者に5%の賃金引下げ、2011年は賃金凍結 ・タバコ税増税、空港・国営クジ事業の一部売却 ・12万ユーロを超える所得に対する1%の増税 ・第一子を出産した母親に対する一時金（2500ユーロ）の廃止 ・長期失業者に対する月426ユーロの手当の停止	・2011年に8%の歳出削減 ・財政赤字を09年の対GDP比11.1%から11年には6%に削減	・9月にゼネストを実施、その他ストライキやデモなど
ルーマニア	・政府関係の労働者に25%の賃金引下げと15%の年金額削減など		・数千人規模の抗議デモなど
イタリア	・今後3年にわたる公共部門労働者の賃金引下げ（最大10%）、新規採用の凍結 ・歳出削減、脱税対策 ・2011年の退職者の退職を最長で6カ月遅延 ・人口22万人未満の自治体を統廃合、複数の公的シンクタンクを削減	・11年度に240億ユーロの歳出削減	・6月にゼネストを実施、その他ストライキなど
ドイツ	・子供を持つ親に対する給付の削減 ・政府関係の人員を4年間で1万人削減 ・原子力発電事業者に対する増税 ・一部の公共事業の延期	・2014年までに800億ユーロの歳出削減（社会保障費300億ユーロを含む）	
ポルトガル	・公共部門労働者に最大5%の賃下げ ・付加価値税の1%引き上げ ・15万ユーロを超える高額所得者に対する所得税の引き上げ（2013年には45%を予定）	・財政赤字を2010年に対GDP比で7.3%、2011年には4.6%に削減	・11月にゼネストを実施、その他ストライキなど

参考：'EU austerity drive country by country' 7 December 2010, BBCウェブサイトほか

一〇年の終わりから二〇一一年はじめには終了させるとしている。並行して、構造的な問題の対応策を順次導入することが肝要だ。構造的な失業の低減、就業率の向上、能力開発、また若年者や高齢者、女性、移民、障害者といった層に対する社会統合に向けた支援の実施などがこれにあたる。また、不況により、今後EUが目指すべき知識基盤型、維持可能かつ包摂的な経済に向けた労働力の転換のための能力開発が先延ばしになっており、在職者・失業者の訓練を通じて新たなスキルの習得を促進する必要がある。

さらに、今回の不況の影響はテンポラリー労働者、特に若年層に過度に集中したが、理由の一端は、各国においてここ数年の間に実施された雇用保護法制の改革が、労働市場の分断もしくは二極化を助長した点にあるとみられる。この間、テンポラリー雇用については規制緩和が行われ、就業者数が増加したが、パートタイム雇用については厳格な解雇規制が維持された。結果として、安定雇用と良質なキャリアや賃金の見込みのあるパートタイム雇用者の労働市場と、不安定だがそこから抜け出すことの難しいテンポラリー労働者の労働市場の分断を招いた（顕著な例はスペイン）。

複数の国で、テンポラリー契

約は採用の多くを占めており、また若年層ではテンポラリー労働者が全体の四割にのぼる（全体平均では一三%）ことから、労働市場の二層化は少なくとも短期的な効果として雇用を増加させている可能性がある。ただし、有期契約から期間の定めのない契約への移行はむしろ減少傾向にあり、企業はパートタイム労働者を解雇するコストの回避のために、テンポラリー労働者を利用して見られる。つまり、テンポラリー労働者は将来パートタイムとして雇用するための労働者の選抜（スクリーニング）よりも、バッファとして用いられている傾向にある。

雇用増への寄与はみられるものの、テンポラリー雇用は景気循環の影響を受けやすく、与えられる訓練機会も乏しく、かつ不安定な状態から解放されにくい。こうした労働市場の分断から脱却し、パートタイム・テンポラリー間の規制の非対称性を解消する一つの方策として、期間の定めはないが、雇用保護の権利は段階的に付与する「単一契約」（single contract）が、一部のエコノミストにより提唱されている。

各国の歳出削減策で回復に遅れも

欧州委員会が一月に公表した景気予測に関するレポートによれば、EUの景気回復はこれ

までのところ、想定されたより早いペースで進んでいるという。国によっても回復の度合いは異なるが、今年上半年のドイツなどでの輸出の好調が大きく寄与した結果だ。一方、雇用状況も緩やかに改善しつつはあるが、依然として高い失業率が続いており、雇用なき回復が懸念されている。さらに二〇一一年半ば以降、加盟各国が相次いで発表している歳出削減策（表参照）が、短期的な成長の減速につながると欧州委員会は見ている。

財政破綻回避に向けたIMFとEUからの財政支援の条件として、大幅な歳出削減が課されているギリシャやアイルランドに加え、不況対策などで多額の累積債務を抱える他の多くの加盟国も、今後数年の間にそれぞれ数百億ユーロの歳出削減を実施するとしている。これらの多くに共通するのは、公共部門労働者の賃金の切り下げや年金支給開始年齢の引き上げだ。また例えばスペインでは、歳出削減策と平行して、短時間就業の奨励や解雇手当の削減などの労働市場改革を実施する意向を政府が示している。こうした施策に対して、公共部門労組などが反発を強めており、全国規模のストライキや大規模なデモが各国で相次いでいる。

【参考資料】

"Employment in Europe 2010"

European Commission
European Commission 'Eurostat',
BBC, Euractiv 各ウェブサイト
ほか

(国際研究部)

中国

「社会保険法」を採択—
全人代常務委員会

二〇〇七年末以降三年を費やして審議されてきた『中華人民共和国社会保険法』は、全国人民代表大会常務委員会第一七回会議において一月二八日採択された。二〇一一年七月一日より施行される。

国家統計局が今年二月に発表した統計によると、〇九年末の



中国の人口は一三億三〇〇〇万人となった。中国では、都市人口比率が四六・六%と半数に迫り、都市化が進行している模様だ。人口は二〇三〇年代前半にピークとなり一五億人に達すると見られている。こうした中、社会保険制度の対象範囲も拡大を続けている。二〇一〇年六月末時点で、都市部就業者の年金保険制度の対象範囲は二億四五〇〇万人、農村部も含めた基本医療保険は一億五〇〇〇万人、

労災保険、失業保険、出産保険といった各種社会保険制度を国が構築し、市民が老後の生活、疾病、労災、失業、出産といった状況において法に基づき国ならびに社会から支援を受ける権利を保障すべきとしている。

同法によれば、失業保険金の基準は、省、自治区、直轄市の人民政府が決定するが、都市部住民の最低生活保障基準を下回ってはならないものとされている。また、労災保険、出産保険については、いずれも使用者側が保険料を負担し、従業員は納付の必要がないことを定めた。

また基本年金保険については、労働者の平均賃金、物価動向等に基づいて基本年金保険を調整するメカニズムを構築するとした。労働者が別の地域で就業する場合、その基本年金保険は本人とともに移転し、保険料の支払期間は累計して計算される。個人が法定の退職年齢に達した場合、基本年金はそれぞれの期間について別々に計算された上で統一的に支給される。なおこれは、公務員および公的部門従業員の年金保険についても同様の定めとなっており、具体的な手順等は国務院が定めるとしている。

同法はさらに、労働組合が法に基づき労働者の合法的権利を保護することを定めている。労働組合には、社会保険に関する研究への参画、社会保険監督委

員会への参加、労働者の社会保険の権利・利益と関係する事項について監督を行う権限があるとされた。地方の人民政府は、使用者側代表、労働組合代表、保険加入者代表、専門家等から構成される社会保険監督管理委員会を設立し、社会保険基金の収支、管理、投資運営の状況を掌握し分析して、社会保険業務に対してコンサルティング意見を提示し、社会的な監督を行うものとしている。

また社会保険基金については、予算を通して収支のバランスを実現するが、社会保険基金に支払い不足が生じた場合には、県レベル以上の人民政府が補助を行うことも規定された。

なお、同法に基づき、基本年金保険基金は今後段階的に全国的な統一の準備を実施していくことになる。その他の社会保険基金でも省レベルの準備が徐々に進められていく予定だ。いずれも具体的なスケジュールや手順は国務院が定めるとしている。

【参考資料】

海外委託調査員、「中国労働保障報」、二〇一〇年一月二十九日、第三版

(国際研究部)

(国際研究部)